

高松市・国分寺町

創刊号

合併協議会だより

2004年(平成16年)3月発行 編集・発行／高松市・国分寺町合併協議会事務局



調印式

平成15年12月24日

住民発議による合併協議会が発足！



第1回会議で2つの合併の方式が提案されました

平成15年12月24日に高松市長と国分寺町長が合併協議会規約に関する協議書に調印し、同日付で合併協議会が設置され、事務所開所式が行われました。

また、2月3日には合併協議会の第1回会議が国分寺町で開催されました。

会議風景

いのこやつ

高松市長 増田 四三



人口・少子・高齢化の進行や情報化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、国および地方自治体の財政は、極めて厳しい状況が続いている。特に、地方財政は、今後、「三位一体の改革」により、ますます厳しい予想される。

また、本格的な合併の時代を経て、これまでの国主導ではなく、自ら決定し責任を負う、判断し、実行する力が強く求められる地域のことは、自らたどり出され、実行する力が強く求められる。今後、地域の自立と独自性の発揮による、地域おこしのための新たな行政能力・権限と行政組織体制を確立する必要があります。

そのため最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民

サービスのための財源の効率的な確保と、効率的な行政組織体制の整備が何より重要だ。そのためテーマとして取り上げられており、各自治体においても、それぞれの立場で、合併についての検討が、実際に行われてきている。

このように、さらなる、国分寺町住民の強い熱意により、高松市と国分寺町との合併協議会が設置されたわけですが、私としては、この協議会の場において、両市町の行政状況を踏まえながら、合併に係る様々な課題や問題点、対応策などをじっくりと広くオーブンにかねて、住民の理解が、合併についての適切な判断が行えるよう、両市町の将来展望と住民福祉向上の視点から、建設的な議論が行われることを期待します。

今後とも、この合併協議会がヨコハマホームページを通じて、分かりやすい情報の提供等に努めておこなわるむ、住民の理解には、格別

いのこやつ

国分寺町長 福井 則史



御承認のとおり、合併特例法に基づき、住民協議による合併協議会の設置請求に対応しての住民投票が行われ、昨年12月24日に高松市との合併協議会が設置されました。

国分寺町は、既に綾上町・綾南町との3町による既定合併協議会を設立し、それがより高齢化社会における問題であると同時に、市町村合併は住民の日常生活に大きな影響を与える問題であると同時に、「町」や「地域」の将来に対する問題です。一方で、地方自治体を取る者と環境が、国・地方を通じた財源不足や少子・高齢化時代の到来により、大変厳しい状況になってしまっており、多様化する住民ニーズや、住民の生活スタイルに対応していくために、合併

ところの選択を余儀なくされたおつもりですが、合併の枠組みに関する限り、行政の効率化のため新規では、より広域な行政の連携が必要である」と回答を得たのです。

しかししながら、地方分権の社会においては、住民と行政の協働・共同による地域づくりが必要な絶対の条件だ。

このことを肝に銘じ、協議会の場において、住民真摯の状況、住民サービスの水準、各種の制度、合併理由、あわせてついて議論する計画などについて議論し、それぞれが持つ歴史と文化・伝統芸術や行事を大切にすること、発展させ、変化する地域間競争に優れた力を發揮できる組織づくりであるものが、地域の将来や自治体財政はむかねかなが、住民の皆様とともに協議し削除していくのが大切だと思ふ。今後とも皆様方の御指導をものとしてお願い申しあげます。

プロフィール

国分寺町



国分寺町は香川県のほぼ中央に位置し、南北に長い盆地状の、面積26.25km²の町です。なだらかな丘陵地に囲まれた町域には、岡ノ池、橋池をはじめとする大小のため池が点在し、水と緑の田園風景が広がっています。

昭和30年に端岡村と山内村が合併し、国分寺町が誕生しました。交通条件は古くから恵まれてあり、昭和40年代から高松市等のベッドタウンとして人口が急増し、從来の農村的な町から、都市近郊の田園住宅都市へと発展してきました。また、古代から政治・経済・宗教の中心地として栄えてきた天平口マンの面影を残す讃岐国分寺跡をはじめとして、数々の歴史遺産が残されている歴史の町ともいえます。農業の特産品としては、海外にも輸出されており全国的にも有名な盆栽や、ふどうがあります。工業は石材加工業があり、鷺ノ山山麓の石舟地区に石材加工業が集中しています。

平成13年度に、第3次国分寺町長期総合振興計画「イキイキ キラキラ ホノボノわがまち」を策定し、町民と行政の協働を推進し、適正な土地利用を進め生活の基盤の整備や循環型社会の構築による快適なまちづくりを目指しています。



高松市・国分寺町の主なデータ

項目	高松市	国分寺町
市・町制施行	明23.2.15	昭30.3.20
市・町の花	つつじ	さつき
市・町の木	黒松	松
面 積	194.34km ²	26.25km ²
人 口		
総人口	332,865人	23,158人
15歳未満 (割合)	50,107人 (15.1%)	4,006人 (17.3%)
15~64歳 (割合)	223,684人 (67.2%)	15,632人 (67.5%)
65歳以上 (割合)	58,609人 (17.6%)	3,520人 (15.2%)
世 帯 数	131,370世帯	7,592世帯

*面積は平成15年4月1日現在

*人口、世帯に関するデータは国勢調査（平成12年10月1日現在）

高松市



高松市は、香川県のほぼ中央に位置しており、北は国立公園の瀬戸内海に面し、南は緩やかなこう配をたどりながら、讃岐山脈に連なっています。

風光めいびな自然に恵まれ、これらと町のたどまいがほどよく調和している全国でも有数の美観都市です。また、年間を通して気温較差は小さく、降水量の少ないのが特色で住みやすい都市です。

明治維新の鹿児島県後、香川県の県庁所在地となり、明治23年2月15日に市制をしき高松市となりました。その後6回の合併を経て、面積は194.34km²、人口は33万人となっています。

恵まれた風土と地理的優位性を生かし、四国の中枢管理都市として発展してきた高松市は、昭和63年の瀬戸大橋開通、平成元年の新高松空港開港、4年の四国横断自動車道の高松への延伸、さらに11年4月の中核市移行を契機に、瀬戸内海三橋時代に対応し、環瀬戸内海圏の中核都市として、さらに飛躍発展していくため、21世紀において目指すべき都市像を「笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松」に置き、市民と行政の協働による魅力と活力にあふれる都市づくりを進めています。



第1回

会議の概要

高松市・国分寺町合併協議会第1回会議が、2月3日(火)午後1時30分から国分寺町女性会館で開催されました。会長、副会長のあいさつ、協議会委員等の紹介の後、付議案件について協議が行われました。その主な内容は次のとおりです。

報告事項

《協議会の担任する事務》

- ・1市1町の合併に関する調査
- ・建設計画の作成
- ・その他1市1町の合併に関する必要な事項

報告第1号 高松市・国分寺町合併協議会 規約について

1市1町の議決を経て定められた高松市・国分寺町合併協議会の規約が報告されました。

《委嘱》

- ・1市1町の長及び助役
- (複数の助役を置く場合は1人)
- ・1市1町の議会の議長及び副議長

報告第2号 高松市・国分寺町合併協議会

規約に関する協議書について
規約で1市1町の長が協議して

- ・1市1町の議会の議員のうちからわかった議論書が報告されました。
- ・1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する幹部
- ・会長は高松市長、副会長は国分寺町長を選任する。

- ・合併協議会設置請求代表者を委嘱します。
- ・事務局職員は、1市1町の長が命令した職員とする。

- ・事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を定める。

議案事項

議案第1号から議案第9号までの9件が審議され、原案のとおり承認されました。

高松市・国分寺町合併協議会委員等名簿

(平成15年12月24日現在)

職名	氏名	備考
会長	増田昌史	高松市長
副会長	福井信彦	高松市町助役
委員	土井直樹	高松市議会議長
	宮崎将	国分寺町議会議長
	川染勉	高松市議会副議長
	梶村傳子	国分寺町議会副議長
	大浦澄輝	高松市議会議員
	笠谷芳子	高松市議会議員
	森末進	国分寺町議会議員
	澤下義定	国分寺町議会議員
	岡山忠雄	国分寺町議会議員
	大捕宣英	学識経験者(高松市)
	千葉規美子	学識経験者(高松市)
	柘植敏秀	学識経験者(高松市)
	白井加寿志	学識経験者(国分寺町)
	大比賀郁夫	学識経験者(国分寺町)
	池崎清子	学識経験者(国分寺町)
	松岡隆義	合併協議会設置請求代表者

監査委員	北原和夫	高松市代表監査委員
監査委員	藤本稔	国分寺町代表監査委員 (敬称略)

議案第1号
高松市・国分寺町合併協議会
会議規程について

《基本方針》

- ・会議は原則として公開する。
- ・会議の運営は透明にして、公平かつ公正な協議を努める。

《会議の進行》

- ・会議の議事は、全会一致をもつて進めることとする。
- ・会議録等の公開

- ・会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

議案第5号

- ・会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

議案第2号

- ・会議録等の開示規程について
- ・一般聴取席は定員50人以内とする。
- ・受け取る。

議案第3号

- ・高松市・国分寺町合併協議会会議録等開示規程について
- ・誰でも会議録及び会議に提出された文書は開示できる。
- ・開設場所は、協議会の事務局及び1市1町の市町の場所とする。

議案第4号

- ・幹事会規程について
- ・幹事会は1市1町の助役等で組織し、会議に出席する事項についての協議、調整する。

議案第5号

- ・合併協定項目について
- ・別表(アガーツ参照)のとおり。

協議事項

いて

基本方針

これまでの両市町のまわりぐらの歩みを尊重するとともに、合併後の速やかな一体化の促進と新たなまわりぐらを進める基点から、

効果的な統合・調整を行つて、次の2案が提案されました。

〈案1〉新設合併

・高松市及び綾歌郡国分寺町を廢止し、その区域をもとに新しい市を設置する。

〈案2〉編入合併

・綾歌郡国分寺町を廢止し、その区域を高松市に編入する。

協議第1号

合併の方式(協定項目第1号)について

次の2案が提案されました。

〈案1〉新設合併

・高松市及び綾歌郡国分寺町を廢止し、その区域をもとに新しい市を設置する。

協議第2号

合併協議会事業計画について

合併協議会がたよりの発行、ホーマークの開設による情報提供

・合併協議会の協議

・行政制度・事業現況調査の実施

・建設計画の検討

1 一体性確保の原則
・合併後における速やかな一体性の確保を図る。

2 住民サービス及び住民福祉の向上の原則
・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

3 負担公平の原則
・負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

4 健全な財政運動の原則
・行政改革における健全な財政運動に資する。

5 行政改革推進の原則
・合併特例法の概要、市町合併手続の概要、新設合併と編入合併の比較及び合併協議会設置までの経緯等についての説明がありました。

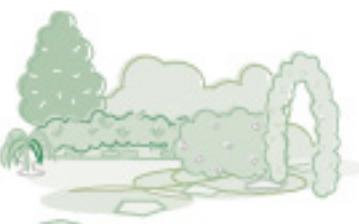
その他

・合併特例法の概要、市町合併手続の概要、新設合併と編入合併の比較及び合併協議会設置までの経緯等についての説明がありました。

・会議費、事務費、事業推進費等の開設費用(合併協議会がたよりの発行、ホーマークの開設・管理等)の算定について

・別表(アガーツ参照)のとおり。

会議で協議し、意思集約を図る
じじこせん。



協議第一号が提案され、次回の

－合併の方式－ 新設合併と編入合併の比較

合併協議会第1回会議では、新設合併と編入合併の両案が提案され、今後、協議していくこととなりました。

新設合併

高松市及び綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する。



編入合併

綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入する。



合併の方式		新設合併	編入合併
法人格		両市町の法人格が消滅する。	編入される国分寺町の法人格が消滅する。
新市の名称		新たに定める。	通常、編入する高松市の名称となる。
新市の事務所の位置		新たに定める。	通常、編入する高松市の事務所の位置となる。
市町長など 特別職の職員	原則	両市町の長、助役など特別職は全員失職し、新市長は、新市による選挙で選任する。	高松市の市長など特別職の身分に影響はなく、国分寺町の町長など特別職は全員失職する。
議会の議員	原則	両市町の議員は失職する。 合併後、新たな議員の設置選挙を行う。	高松市の議員はそのまま在任し、国分寺町の議員は失職する。 (定数の増加分だけ増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかを適用することができる。 ①設置選挙に限り、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）を適用できる。 (定数特例) ②両市町の議員で新市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後も最長2年間、そのまま在任できる。(在任特例)	次のいずれかを適用することができる。 ①国分寺町に選挙区(定数:3人)を設けて、増員選挙を行うことができる。(定数特例) 定数特例は2回(増員選挙、それに続く最初の一般選挙)適用できる。 ②国分寺町の議員は、高松市の議員の残任期間、在任できる。(在任特例)この場合、さらに最初の一般選挙で編入合併の定数特例を適用できる。
農業委員会 の委員 (合併市町に1つの 委員会を置くこと とする場合)	原則	両市町の委員は全員失職する。 新たに選挙、選任により委員を選出する。	高松市の委員はそのまま在任し、国分寺町の委員は失職する。
	特例	選挙による委員のうち、合併後の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10~80人の範囲内で、1年以内の間、在任できる。	選挙による委員のうち、合併後の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、高松市の委員の残任期間、在任できる。
条例・規則		両市町の条例・規則は、すべて失効する。 (新たに制定する。)	高松市の条例・規則を適用する。 (合併に伴い、必要な改正を行う。)
建設計画		新市(両市町)全域の建設計画を作成する。	少なくとも編入される国分寺町の区域の建設計画を作成する必要がある。

合併協定項目

別表

1 基本的な協議事項		9 児童福祉事業
1 合併の方式		10 その他の福祉事業
2 合併の期日		11 保健衛生事業
3 新市の名称		12 環境対策事業
4 新市の事務所の位置		13 商工・観光関係事業
5 財産の取扱い		14 農林水産関係事業
2 合併特例法に定める協議事項		15 建設関係事業
6 地域審議会の取扱い		16 交通関係事業
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		17 上水道事業
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		18 下水道事業
9 地方税の取扱い		19 消防防災関係事業
10 一般職の職員の身分の取扱い		20 学校教育事業
3 その他協議事項		21 社会教育事業
11 町名・字名の取扱い		22 文化振興事業
12 慣行の取扱い		23 その他の事業
13 事務組織及び機構の取扱い		4 建設計画に係る協議事項
14 条例・規則等の取扱い		25 建設計画
15 特別職の職員の身分の取扱い		
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い		
18 公共的団体等の取扱い		
19 消防団の取扱い		
20 使用料・手数料等の取扱い		
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い		
22 国民健康保険事業の取扱い		
23 介護保険事業の取扱い		
24 各種事務事業の取扱い		
	1 都市提携	
	2 電算システム事業	
	3 広聴広報事業	
	4 人権啓発事業	
	5 コミュニティ施策	
	6 障害者福祉事業	
	7 高齢者福祉事業	
	8 生活保護事業	

合併協定項目とは？

合併協議会では、合併に関するあらゆる事項を協議します。

協議に当たっては、両市町が合併すると仮定して、現在行っているすべての行政制度や事務事業等について、一元化に向け、調整（すり合わせ）する必要がありますが、その数は膨大なものとなります。

そこで、協議会では、特に住民生活に密接に関わりのある重要な行政制度や事務事業などの項目に絞って協議を行います。これに、合併市町の将来に対するビジョン、いわば合併市町のマスタープランとなる「建設計画」の作成を含めた項目を、合併協定項目といいます。

協議会では、これら合併協定項目の協議状況を明らかにし、住民の皆様に合併の是非を判断する材料を提供していくことになります。

高松市・国分寺町合併協議会では、47項目について、各項目ごとに協議・調整を図ることとしています。

合併協議会とは？

合併協議会とは、「地方自治法」「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の規定により設置される協議組織で、各市町の長、助役、議長、副議長、各市町の議会ごとに選出された議員、学識経験者等で構成されます。

合併協議会では、合併の方式（新設・編入）や合併の期日をはじめ、住民サービスの水準や住民負担の調整、合併市町のまちづくりに関する計画（市町建設計画）など、合併に関するあらゆる事項が協議されます。

そして、合併協議会での協議を踏まえて、各市町において最終的に合併の是非を判断することになります。

住民発議制度とは？

市町合併を目指した地域の住民などの取組みを反映させるため、合併協議会の設置を住民が直接請求できる制度として、平成7年の合併特例法改正により住民発議制度が設けられ、平成14年の同法改正では、新たに住民投票制度が導入されました。

この住民発議により法定合併協議会が設置された場合、当該協議会は、その設置の日から6ヶ月以内に、市町建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表することになります。

●高松市・国分寺町合併協議会設置までの経緯

年月日	事項
平成15年3月19日	「国分寺町の合併を考える会」から国分寺町長に対し、合併特例法に基づき、高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置請求書が提出される。有効署名数：1,370人（有権者数の7.28%）
平成15年3月24日	国分寺町長から高松市長に対し、同合併協議会の設置について高松市議会に付議するか否かの意見照会が行われる。
平成15年5月20日	高松市長から国分寺町長に対し、住民発議による合併協議会設置を議会に付議する旨の回答が行われる。
平成15年6月27日	国分寺町議会において、合併協議会設置議案が否決される。
平成15年7月9日	高松市議会において、合併協議会設置議案が可決される。
平成15年9月26日	国分寺町の住民から、国分寺町選舉管理委員会に対し、高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての住民投票の請求が提出される。有効署名数：5,556人（有権者数の29.28%）
平成15年10月26日	国分寺町において合併特例法に基づく合併協議会設置協議についての住民投票が実施される。 （有権者数：18,619人 投票率：61.66%） ・合併協議会設置に賛成の得票数：6,192票 ・合併協議会設置に反対の得票数：5,216票
平成15年12月24日	高松市長と国分寺町長が、合併協議会規約に関する協定書に調印し、同日付けで規約が施行され、高松市・国分寺町合併協議会が設置される。

★合併協議会

合併協議会がよりを発行し、協議会の会議内容や合併に関する情報などについて、住民の皆様にお知らせします。

★合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付し、傍聴証を発行します。傍聴の定員は50人以内。

★会議資料等の閲覧について

会議資料や会議録については、下記の場所で御覧いただけます。詳しくは合併協議会事務局へお問い合わせください。

合併協議会事務局・高松市情報公開コーナー・国分寺町総務課

★ホームページの開設

合併協議会の会議内容や合併に関する情報などをお知らせします。
会議資料や会議録も随時掲載しますので御利用ください。

また、皆さまの御意見をお書きするコーナーもありますので、ぜひアクセスしてください。

URL <http://www.takamatsu-kokubunji.jp>
E mail : k0833@city.takamatsu.lg.jp

■編集・発行

高松市・国分寺町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F

TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125

御意見をお待ちしています

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただけますようお願いいたします。

★合併の手続き

合併協議会の設置

合併協定項目の協議

市町建設計画の作成

合併協定書の調印

（両市議会でそれぞれ可決が必要）

県知事に申請

県議会の議決

総務大臣の告示

合併